

【案】

市 有 財 産 使 用 貸 借 契 約 書

貸付人 彦根市(以下「甲」という。) と借受人 ○○ ○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産の使用貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は、その所有する次の土地(以下「貸付物件」という。)を乙に無償で貸し付ける。

所 在 お よ び 地 番	区 分	数 量 (㎡)
彦根市松原町字大黒前3751番3の一部	土地	2, 627. 96
彦根市松原町字大黒前3751番14の一部	土地	97. 14

(用途指定)

第3条 乙は、前条の貸付物件を認定こども園敷地の用途に供しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和○年(20○○年)○月○日から令和○年(20○○年)○月○日までとする。ただし、貸付期間中であっても甲、国または他の地方公共団体において、貸付物件を公用、公共用またはその他の用に供するため必要がある場合は、甲はいつでもこの契約を解除することができる。

2 前項の貸付期間は、甲乙協議の上、これを更新することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この貸付物件に関する権利を第三者に譲渡し、または転貸し、もしくは担保の目的に提供しないものとする。

(管理義務)

第6条 乙は、貸付物件を借受目的に従って使用し、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(修繕義務等)

第7条 甲は、貸付物件の修繕義務等を負わないものとし、当該物件について維持、管理、改良等の行為をするために要する経費は、すべて乙の負担とする。

【案】

(滅失または損傷等の通知)

第8条 乙は、貸付物件の全部または一部が滅失し、または損傷したときは、直ちにその状況を甲に届け出なければならない。

(損害賠償等)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その損害を乙の負担において賠償しなければならない。

- (1) 前条に定める貸付物件の滅失またはき損傷等が生じたとき。
- (2) 乙が、この契約に違反し、甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、貸付物件の使用により、第三者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をせず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 甲、国または他の地方公共団体において物件を公用、公共用またはその他の用に供する必要が生じたとき。
 - (3) 甲が、貸付物件の売払いを決定したとき。
 - (4) 乙が故意または過失によって貸付物件の全部または一部を滅失し、または損傷したとき。
 - (5) 乙が物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体およびこれらの構成員がその活動に利用するなど公序良俗に反する用に使用したとき。
- 2 前項の規定による契約の解除により乙が損害を受けることがあっても、甲は、その損害の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除されても何ら異議の申立てをしないものとする。

(貸付物件の返還)

第11条 乙は、貸付期間が満了した場合にあってはその満了の日に、前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合にあっては甲の指定する期日までに、貸付物件を自己の負担により原状(更地の状態)に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲において指定する物件等は、この限りでない。

- 2 貸付物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することはできない。
- 3 乙は、貸付物件の返還に際し、建物買取請求権および造作買取請求権を一切行使しない

【案】

ものとする。

(請求権の放棄)

第12条 乙は、貸付物件に支出した使用収益のための必要費および改良のための有益費等の請求を放棄する。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとし、協議が整わないときは、甲の解釈により定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年(20〇〇年) 月 日

甲(貸付人) 住所 彦根市元町4番2号
氏名 彦根市長 田 島 一 成 ⑨

乙(借受人) 住所
氏名 ⑨